

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国では急速な少子化の進行とともに、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、子どもへの貧困の連鎖など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、国は子育てをめぐる現状・課題を踏まえ、国や地域をあげて社会全体で子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させました。

「子ども・子育て支援法」では「子ども・子育てを社会全体で支援」、「全ての子どもへの良質な生育環境を保障」、「地域の実情に応じた総合的・効率的な支援」を理念とし、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することとしています。そのための具体的な取り組みについて、同法で市町村に対し「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

これにより、本町では平成26年度に「西原町子ども・子育て支援事業計画（ゆいまーるにしはらわらびプラン2015）」（以下、第1期計画という）を策定し、これまで地域、事業者、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

本町の子ども数は減少傾向にありますが、核家族化や女性の社会進出などにより、保育や子育て支援のニーズは年々増大し、保育施設への入所（園）率は高くなる傾向にあるほか、放課後児童クラブの利用ニーズも高まってきています。そのため、保育施設の定員増や放課後児童クラブの整備拡充などに努めてきました。

また、貧困世帯の子どもなどについて、自立した生活が送れるよう食事の提供や生活指導、キャリア形成等を行う拠点を確保し、支援を行ってきました。

そのほか、顕在化する児童虐待への対応、発達が気になる子や障がいのある子への支援、ひとり親家庭への自立に向けた支援を進めてきました。

こうした中、第1期計画が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き、西原町の子ども達の健やかな育ちと家庭における子育てを、社会全体で支援する環境を整えていくために、地域の実情を踏まえて「第2期西原町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。



2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援行動計画としての性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく、市町村行動計画策定指針において定める、計画の内容に関する事項の一部を包含しています。従って、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせています。

■次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援事業計画との関係について

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 17 年 4 月 1 日から施行されました。この法律は平成 26 年度末までの時限立法でしたが、法改正により法律の有効期限が令和 7 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

また、同法の成立時には、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を市町村に義務付けていましたが、法改正により市町村行動計画の策定は任意となりました。

なお、「行動計画策定指針」では、策定が任意化された市町村行動計画について、各地域の実情に応じ、「行動計画策定指針」で示す内容のうち、必要な特定の事項のみの作成とすることも差し支えないとしています。

また、指針では市町村行動計画について、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えなく、これらの計画の策定手続についても、一体的に処理して差し支えないとしています。

(3) 子どもの貧困対策としての性格

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第九条に基づく、市町村における子どもの貧困対策についての計画を内包しており、子どもの貧困対策としての性格を持ち合わせています。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

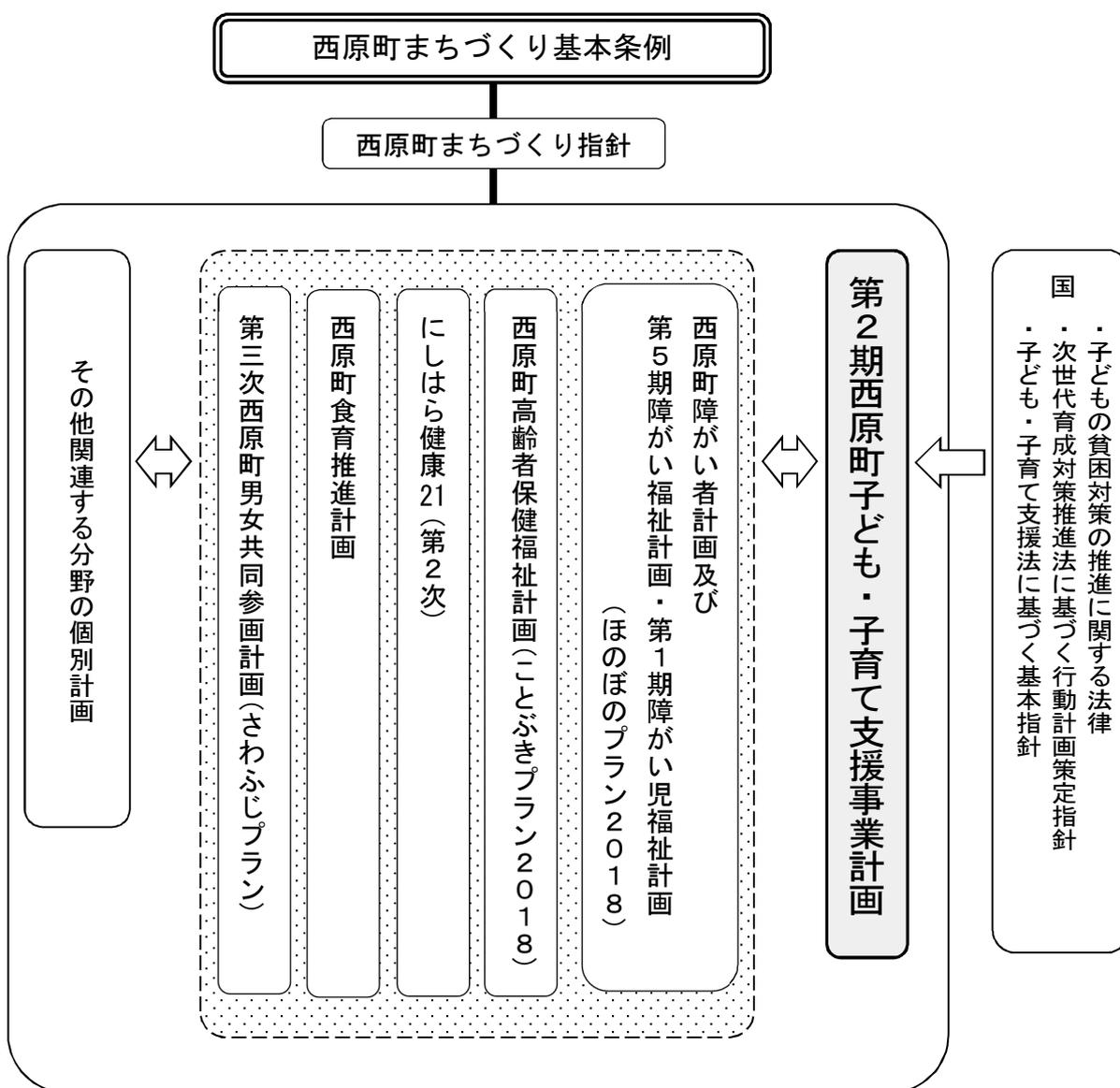
(都道府県計画等)

第九条 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(4) 関連する計画との整合

- 本計画は、「西原町まちづくり基本条例」に則する分野別の個別計画として位置づけます。
- 本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針、「次世代育成対策推進法」に基づく行動計画策定指針、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえた計画とします。
- 本計画は、「西原町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（ほのぼのプラン 2018）」、「西原町高齢者保健福祉計画（ことぶきプラン 2018）」、「西原町食育推進計画」、「にしはら健康 21（第2次）」、「第三次西原町男女共同参画計画（さわふじプラン）」及び関連する他分野の個別計画との整合性を図ります。

■計画の位置づけ



3. 計画の対象

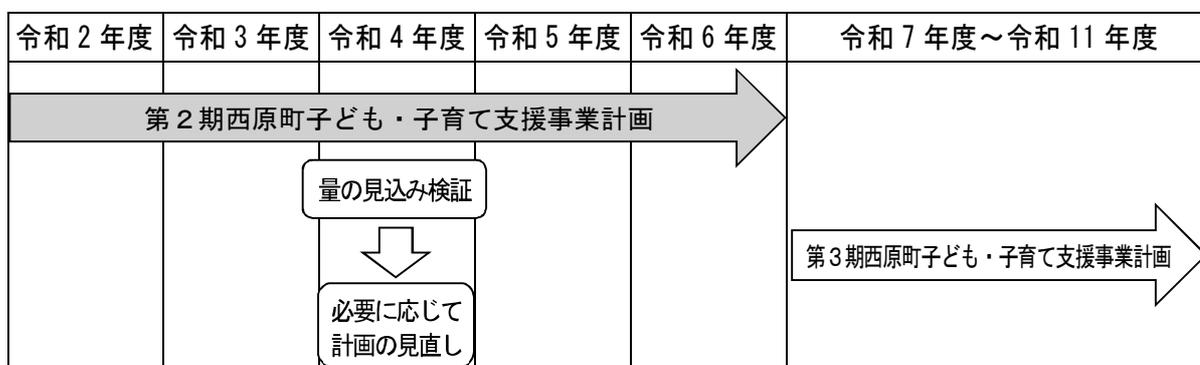
本計画は、おおむね 18 歳までのすべての子どもとその家庭及び地域、学校、事業所、行政など子ども・子育てに係る様々な主体が対象となります。

4. 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で計画期間とします。

なお、計画期間の中間年となる令和 4 年度を目安として、本計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と実際の認定状況・利用状況等に乖離がある場合は、本計画の見直しを行います。

< 計画期間 >



5. 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、本町の子ども教育・保育に関わる現状や地域の子育支援のニーズ等を把握するなど、計画策定の基礎資料を得るために、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(アンケート調査)を実施しました。

調査は、町内在住の就学前児童のいる全ての世帯及び小学生児童のいる全ての世帯を対象に行いました。

調査票(アンケート)の配布・回収状況

| 対象 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|-------|---------|-------|-------|
| 就学前児童 | 1,705 件 | 664 件 | 38.9% |
| 小学生児童 | 1,200 件 | 819 件 | 68.3% |

(2) 計画案の作成

計画案は事務局(こども課)において、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を踏まえて、教育・保育の事業及び子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するとともに、量の見込みの確保方策等を定めました。

また、その他の子ども・子育て支援施策については、関連する基礎資料の収集並びに関係課等への聞き取り調査を行い、子ども・子育てに関わる地域の現状や施策の実施状況及び課題等について把握し、その上で計画案を作成しました。

(3) 子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保育・教育、保健などの各分野の関係者及び保護者代表で構成する「西原町子ども・子育て会議」を開催し、計画の審議を行い、委員の意見・提言を踏まえて計画を策定しました。

■計画の策定体制

